



濁水流出防止対策について（通知）

技術基準の種類:環境建設副産物
通知日:平成3年4月3日

発管第3号
平成3年4月3日

部内各課長殿
(建築・営繕課長除く)
各土木事務所長殿

土木部長

濁水流出防止対策について（通知）

このことについて、下記のとおり扱いを定めたので、適切に処理してください。

記

- 1 防止工法は協議事項とする。
なお、防止工法は別紙事例等を参考に検討するものとする。
- 2 防止工事費は、設計変更により仮設費として計上する。
- 3 現場説明書の特記事項（施工条件明示事項）中、濁水処理の項目に次のとおり明記する。
「工事で発生する濁水に対しては濁水処理を行うものとし、その工法・費用については、別途協議するものとする。」

（別紙省略）